

インドネシア，タイ，ベトナムの 現地法律事務所の活用上の留意点

国際第4委員会
第3小委員会*

抄 録 ASEAN諸国は近年目覚ましい経済発展を遂げ、日本企業にとって重要なマーケットの一つとして注目を浴びている。それに伴い、日本企業による特許・小特許・意匠・商標の出願も増えつつあり、日本国内の代理人のみならず、現地の法律事務所を上手く使って質の高い権利を取得していくことが求められている。その一方、現地法律事務所の有効な活用方法、評価方法は確立されているとは言い難い。本稿では、特許法により現地語での特許出願が義務付けられているインドネシア、タイ、ベトナムの3ヶ国に焦点を絞り、現地法律事務所による特許明細書の現地語への翻訳体制や翻訳品質の現状を明らかにしつつ、品質の良い翻訳を担保するための留意点を取りまとめた。

目 次

1. はじめに
2. 日本企業のニーズ
 2. 1 出願国
 2. 2 事務所選択で重視している点
 2. 3 事務所評価状況
 2. 4 事務所への改善要望
3. 3ヶ国の出願状況及び事務所概要
 3. 1 インドネシア
 3. 2 タ イ
 3. 3 ベトナム
4. 翻 訳
 4. 1 関連する法律・規則
 4. 2 事務所における翻訳の体制
 4. 3 翻訳品質の現状
 4. 4 翻訳品質を高めるために出願人が取り得る対策
5. おわりに

1. はじめに

ASEANは、市場規模の大きさ、製造拠点・R&D機能としての期待等、日本企業にとって重要な地域であることは論を俟たない。また、

ASEAN経済共同体（AEC）ブループリント¹⁾を通じて、知的財産法制度も使い易くなることが期待され、今後更に日本企業の知財活動が活発になることが予想される。しかしながら、情報の不透明性、言語の問題、現地での知財活動の経験の少なさなど、依然として様々なハードルがあり、現地の法律事務所（以下「事務所」と呼ぶ）を上手く使って出願権利化や情報収集を行うことが求められる。

これまで日本知的財産協会では、国際第4委員会を中心に、これらの国々を実際に訪問し知的財産法制度について調査を行ってきた²⁾。昨年度以前の調査報告等から法律や規則については把握できたものの、実務面においてどのようにASEAN諸国の事務所を活用していくべきかといった調査は不足していた。特に、特許法により現地語での特許出願が義務付けられているインドネシア、タイ、ベトナムの3ヶ国については、明細書翻訳上の課題が潜んでいると考え

* 2016年度 The Third Subcommittee, The Fourth International Affairs Committee

られる。そこで、上記3ヶ国に焦点を絞り、日本企業が事務所を活用する上での留意点を取りまとめ、ASEAN地域における日本企業の円滑な知財活動の一助としたい。

本稿は、事務所を含め、国内外の多くの専門家から聴取した内容を整理し、議論して執筆したものである。2016年度国際第4委員会第3小委員会の西脇俊一副委員長（日産自動車）、野田京子副委員長（キヤノン）、岡崎豊野委員（大阪ガス）、刈谷昌司委員（JFEテクノリサーチ）、林季穂委員（住友大阪セメント）、藤澤浩幸委員（三菱マテリアル）が執筆した。

2. 日本企業のニーズ

本章では、今回の調査対象国であるインドネシア、タイ、ベトナムの事務所への日本企業のニーズについて、アンケートによって調査を行った結果をまとめる。

アンケートは第1から第4までの国際委員会の委員の方々にご協力頂き、46社からの回答を得ることができた。回答結果をまとめると以下の通りであった。

2.1 出願国

アンケートの問1において、今回の調査対象国3ヶ国における各企業の出願状況について確認した。各社の出願実績を集計した出願の傾向は、図1に示す通りタイへの出願が最も多く、

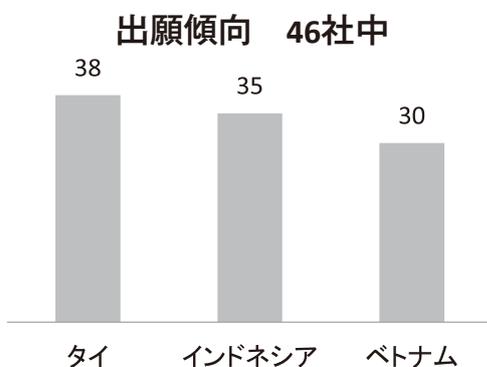


図1 出願傾向（出願件数単位）

次いでインドネシア、ベトナムとなっている。

2.2 事務所選択で重視している点

問2では、以下の13項目から、事務所を選択する場合に重視している点を質問した。質問項目は、事務所規模、国内事務所からの紹介、コンフリクト、出願実績、知財訴訟実績、事務所ランキング、費用、納期、翻訳の品質、現地発明の明細書作成能力、局指令対応能力、特許調査能力、侵害／模倣品調査能力である。図2に示すように以下の4つの点、コンフリクト、国内事務所からの紹介、出願実績、事務所規模が事務所選択で重視している回答順が多かったものである。

(1) コンフリクト

当然ながら、多くの企業がこの点を事務所選択時には考慮していることがうかがえた。

(2) 国内事務所からの紹介

上記(1)に次いで回答が多い項目として国内事務所からの紹介が挙げられた。今回調査対象の調査国においては、事務所の選択肢が元々少ないことや、知財活動の経験がこれまで少ないということもあり、国内事務所に一任している企業が多いとみられる。

(3) 出願実績

次いで、事務所の出願実績が重視されていた。出願を行っている経験が重視されている点がかがえる。

(4) 事務所規模

事務所規模も出願実績に次いで回答が多かった項目である。出願実績と関連していると予想される。

以降、図2にあるように「局指令対応能力」、「費用」、「納期」、「翻訳の品質」と続くが、冒

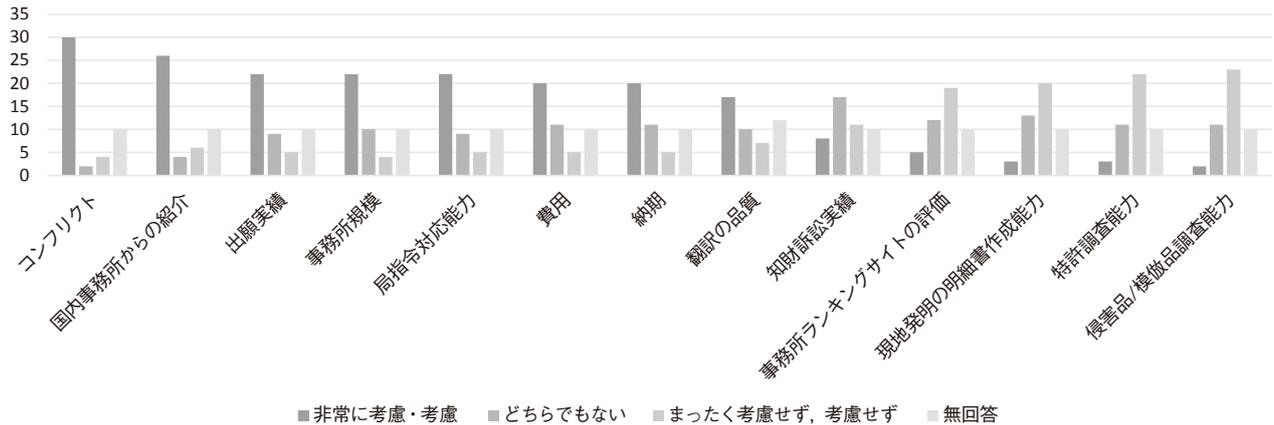


図2 事務所選択で重視している点

頭で課題として挙げた言語の問題に着目し「翻訳の品質」について国際第4委員会第3小委員会で今回調査を行った。

なお、他の項目は、どちらでもない、または、考慮しない、との回答が多く、事務所選択においてはあまり重要視されていないことがわかった。

2.3 事務所評価状況

事務所選択後に実施している評価項目としては、翻訳の品質と回答した企業が最も多かった。

問3では事務所選択後、出願依頼を開始した後で、代表的と考えられる評価項目を挙げて、どの項目について事務所を評価しているか確認した。質問した評価項目は、翻訳の品質、現地発明の明細書作成能力、局指令対応能力、特許調査能力、侵害品/模倣品調査能力の5つである。図3に示す通り、これらの項目中、現地発明の明細書作成能力、特許調査能力、侵害品/模倣品調査能力については、評価を実施している企業は非常に少ないことがわかった。

一方、翻訳の品質、局指令対応能力については、継続的に実施している、あるいは、継続的ではないが実施したことがあるとの回答が10社以上から得られ、僅かに翻訳の品質について評価を実施しているという回答が上回った。

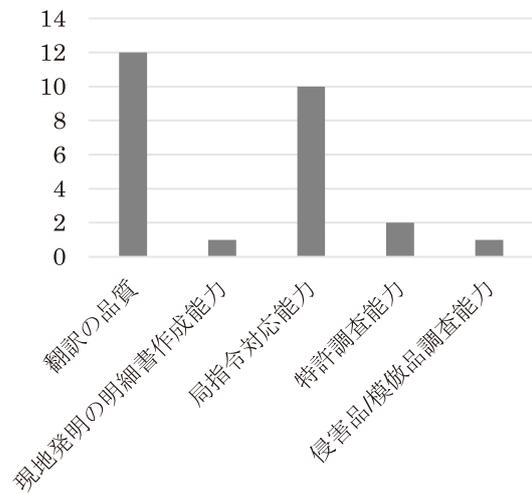


図3 事務所評価状況 (回答会社数)

2.4 事務所への改善要望

事務所への改善要望として最も挙げられた項目は翻訳の品質であった。

事務所への改善を望む点として次の7点、費用、納期、翻訳の品質、現地発明の明細書作成能力、局指令対応能力、特許調査能力、侵害品/模倣品調査能力で、改善のニーズを確認した。事務所への改善要望としてニーズが最も高かった項目は翻訳の品質で、その次に局指令対応能力であり、前項の事務所の評価状況との相関がみられた。

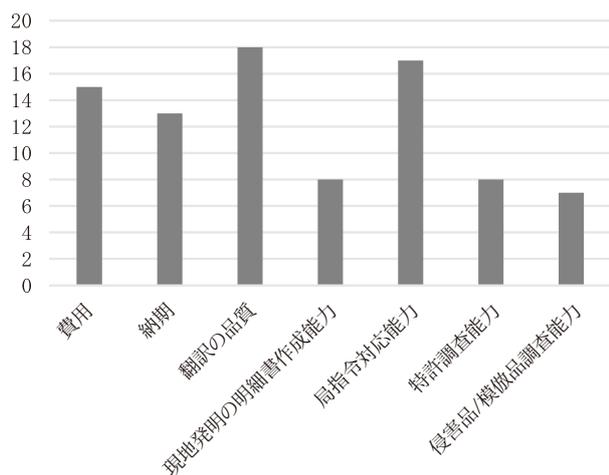


図4 事務所への改善要望 (回答会社数)

3. 3ヶ国の出願状況及び事務所概要

本章では、調査対象国であるインドネシア、タイ、ベトナムにおける外内の特許出願状況、大手事務所の件数等についてまとめる。

まず、3ヶ国において、2015年の外国から国内への特許出願が多い事務所の代理件数は、JETROのアンケート調査³⁾によると表1の通りである。以下に各国の状況について説明する。

表1 3ヶ国の事務所の外内特許出願件数

2015	インドネシア	タイ	ベトナム
1位	1,202	2,496	712
2位	800	2,238	634
3位	757	762	400

3.1 インドネシア

インドネシアで特筆すべき点は、外国から国内への特許出願の代理件数が年間1,000件を超える大規模事務所が1事務所のみであったという点である。

まず、WIPOの統計データ⁴⁾によると、2015年のインドネシア国内への特許出願件数は9,153件であった。

また、JETROからのアンケートに対して回答をした事務所が25事務所であった。加えて、今回の調査で聞き取った結果からすると、2015年において、外国から国内への特許出願の代理件数が年間1,000件を超える大規模事務所は1事務所であった。同様に、500~1,000件の中規模事務所は4事務所であった。従業員数が100人を超える事務所は2事務所であった。これらは特許出願あるいは商標出願が多い事務所であった。その他、国内出願が比較的多い、商標出願が多い等、事務所毎の特色があった。

3.2 タイ

タイで特筆すべき点は、出願件数が2,000件を超える事務所は2事務所であるという点である。

WIPOの統計データでは、2014年のタイ国内への特許出願件数は7,930件であった。2015年はデータがなく明確にはできないが、8,000件を上回ったものと推定される。

JETROからのアンケートへの回答があった事務所は、16事務所であった。加えて、今回の聞き取り調査では、2015年において、外国から国内への特許出願の代理件数が年間2,000件を超える大規模事務所は2事務所であった。500~2,000件の中規模事務所は2事務所であった。また、従業員数が100人を超える事務所は2事務所であった。翻訳を外注している事務所は、従業員数が比較的少なかった。

なお、インドネシアと同様に国内出願が比較的多い、商標出願が多い等、事務所毎の特色があった。

3.3 ベトナム

ベトナムで特筆すべき点は、出願件数が年間500件を超える大規模事務所は2事務所であった。

WIPOの統計データでは、2015年のベトナム国内への特許出願件数は5,033件であった。

JETROからのアンケートに回答した事務所

は25事務所であった。加えて、今回の聞き取り調査では、2015年において、外国から国内への特許出願の代理件数が年間500件を超える大規模事務所は2事務所であった。100～500件の中規模事務所は4事務所であった。従業員数が100人を超える事務所は3事務所であった。ただし、特許出願は比較的少なく、商標出願が多い事務所が比較的多かった。

なお、インドネシア及びタイと同様に、国内出願が比較的多い、商標出願が多い等、事務所毎の特色があった。

4. 翻 訳

4. 1 関連する法律・規則

ASEAN各国のうち、インドネシア、タイ、ベトナムにおいては現地語による出願が義務づけられている。

マレーシア、シンガポール、フィリピン、ブルネイ、カンボジア、ラオスは、出願言語として英語が認められている。タイ、インドネシアでは英語による外国語書面出願制度が可能とされているが、いずれも所定期限内の現地語翻訳文の提出が必要である。ベトナムは外国語書面出願が認められていない。

ASEANにおいて、日本国特許法第17条の2第2項に該当する審査段階での誤訳の訂正を目的とした補正、ならびに、登録後の誤訳の訂正が明文規定されている国は無いものの、審査段階での誤訳の訂正を目的とした補正を運用で可能とする国が複数存在すると報告されている。具体的には、タイ、マレーシア、シンガポールでは、そのような調査結果⁵⁾が報告されている。同調査結果によれば、タイでは、登録前の誤訳の訂正が可能とされている。シンガポールでは、登録前及び登録後でも誤訳の訂正が可能とされている。マレーシアでは、審査官の裁量により誤訳が明らかな場合以外は認められない。その

他の国、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ブルネイ、カンボジア、ラオスはいずれも規定が無く、運用についても不透明である。インドネシアでは、実務上誤訳の訂正不可との報告も出されている。

一方、登録後については、日本国特許法第126条第1項に該当する訂正に関して明文化されている国は、マレーシア、インドネシア⁶⁾、シンガポール、フィリピン、ベトナム、ブルネイ、カンボジアと多数存在するが、日本国特許法第126条第1項第2号のように誤訳を目的とした訂正について明文化されている国は確認されていない。タイに関しては登録後の訂正について明文上の規定はなく、更に、2016年11月に行われたアジア戦略プロジェクトのミャンマー・タイ訪問代表団による調査において、タイ特許庁の見解として、登録後の誤訳訂正は不可と明言されたと報告されている⁷⁾。

以上より、登録後の誤訳の訂正について認められるかどうかは依然不透明であり、誤訳に気付かず登録されてしまうと、将来の権利活用に影響を及ぼす恐れが存在する。特に、出願言語として英語が認められていないインドネシア、タイ、ベトナムにおいては、その影響が大きい。

4. 2 事務所における翻訳の体制

インドネシア、タイ、ベトナムの3ヶ国の事務所、合計14事務所へアンケートを行い、更にもその中から9事務所についてインタビューを行い、事務所の翻訳体制が後述するAからDの4つに大別できることがわかった。表2にその調査結果をまとめる。

3つの観点、(1) 翻訳者が内部か外部か、(2) 用語集や翻訳マニュアルといった事務所内で共有して使われているツールがあるか、(3) 翻訳支援ソフト⁸⁾を導入しているか、で事務所を大別してある。

Aの類型は、内部翻訳者によって翻訳を行い、

表2 事務所の翻訳体制

類型	翻訳者	用語集等	翻訳支援ソフト
A	内部	有り	有り
B	内部	有り	無し
C	内部(弁護士)	無し	無し
D	外部	無し	無し

事務所内で共通で使える特許翻訳用の用語集等を用いて人によるばらつきをなくすように品質を管理している事務所である。内部の翻訳者であるため、翻訳者の管理や教育がやり易いというメリットがあると思われる。更に、誤記や翻訳抜け等のミスをなくす目的や、翻訳の効率化の目的で翻訳支援ソフトも導入しているため、最も効率的で品質が安定しているものと期待される。

Bの類型は、翻訳支援ソフトを用いていない以外はAの類型と同様である。

Cの類型は、当該案件を担当する弁護士自らが、明細書の翻訳作業を含めて一貫して処理を行うという事務所である。翻訳作業から弁護士が携わることで質の高い現地語明細書作成を狙っていると思われる。しかしながら、この類型に属する事務所は少数であった。

Dの類型は、外部の翻訳者を活用している。この類型では、事務所が翻訳後のチェックを重視して、翻訳文の品質を担保しようとしていると思われる。翻訳者が外部であるので、翻訳者が共通して使用可能なツール類の活用が進まないという課題がある。

BとDの類型をミックスさせた事務所も一部存在し、翻訳の業務負荷に応じて内部の翻訳者と外部翻訳者を使い分けているようである。

なお、現地においては、英語から現地語への翻訳が可能な人材は、より良い待遇の外資系企業等へ流れる傾向にあるという情報もあり、外部翻訳者自体が人材不足にあるという見方もできるため、有能な外部翻訳者の確保が重要となってくるとと思われる。特定の翻訳会社に所属す

るというわけではなく、個人で特許翻訳業務を請け負っていたり、大学等の研究機関へ所属しつつ、兼業として特許翻訳業務を行っていたりする外部翻訳者が多いようである。

冒頭で述べた3つの観点以外では、翻訳後のチェック工程について事務所ごとに異なるやり方を行っていることもわかった。チェック工程は、弁護士、翻訳担当のシニアスタッフ、特許部のシニアスタッフ等、様々な役職の人が担当を行っており、また、2回以上のチェック工程を設けている事務所も複数あった。更に、出願前のチェックに加えて、クレーム補正時、登録前等、出願後に翻訳のチェック工程を設けている事務所も存在した。

4. 3 翻訳品質の現状

実際の翻訳品質を確認するにあたり、出願後公開または登録になっている案件、かつクレームの英訳がある案件を委員が任意にサンプル抽出を行い、翻訳を行った事務所が重複しないように対象案件を選定した。選定したインドネシア6件、タイ7件、ベトナム8件の特許出願について、クレームの翻訳品質を調査した結果、権利を活用しようとする場合に問題となり得る誤訳があった。

上記調査では、特許出願のクレームの翻訳品質をチェックした。まず、現地専門家による対応英訳クレームとの対比を行い、誤訳をピックアップし、影響度の大きい誤訳をリストアップして検討した。次に、影響の大きいA評価について内容をリストアップし検討した。国ごとの誤訳の分類別件数を表3に示す。

同表の誤訳の分類の各項目の内容を列挙する。「欠落」には、be動詞の抜け等比較的軽微なものから、as(として)などの短い語が欠落した結果全く意味が異なるもの、カンマの欠落により係り受けが変わってしまう可能性のあるもの、comprisingの欠落など影響度に幅が見られた。

表3 各国誤訳の分類別件数

	調査対象 件数	クレーム数	誤訳の分類（全クレーム中の誤訳数）			
			欠落	用語選択ミス	解釈間違い	移行句
インドネシア	6	24	8	18	4	6
タイ	7	27	3	10	4	1
ベトナム	8	33	4	16	8	0

「用語選択ミス」には、positionをportionと捉えて訳すなど明確に誤訳と判断し難いもの、provided（設けられている）をcreated（創造される）やprepared（準備される）とするなど特許翻訳の知識不足から来る誤訳などが見受けられた。

「解釈間違い」には、「低い」を「高い」と訳すなどの正反対の語への誤訳、数値範囲が全く変わってしまう誤訳、特定の機能の動作を誤って記載する誤訳等が挙げられ、影響の大きいものが多かった。

「移行句」の項目には、原文がcomprisingである語を、現地語でconsisting ofに近い意味の語句に訳してしまうものが散見された。

さらに、表には分類されないが、係り受けの間違いにより意味が異なってしまう場合も見られた。

以上のように、このまま気づかず登録されると影響が出る可能性のある翻訳ミスが相当数見受けられた。

ただし、国ごとの品質の差よりもむしろ現地代理人の翻訳品質の差に起因するものが大きいと考えられる。

類型Aは、表3に記載した誤訳が少なく、類型Dは多い。類型Aについては、翻訳支援ソフトを使用することで比較的高い翻訳品質を維持していると考えられる。

4.4 翻訳品質を高めるために出願人が取り得る対策

対策としては、次の3つ、(1) 事務所の翻訳

体制の確認、(2) 用語の統一・用語リストの作成、(3) 英文明細書の活用、が考えられる。

(1) 事務所の翻訳体制の確認

4.2で述べたように翻訳体制が事務所によって異なるので、出願人が納得できる翻訳体制の事務所を選定すべきである。例えば、内部で翻訳を一貫して行っている翻訳体制の事務所は品質が安定していると予想されるので、翻訳体制を事務所に確認し、そのような体制の事務所を選定することが有効である。また、外部翻訳者に翻訳を依頼している事務所であっても、品質が良かった翻訳者を継続して指名できるか要望するのも一方策である。

更には、出願前だけでなく中間段階でもチェックを行っている事務所を選定することも有効な方策である。中間段階ではチェックを行っていない事務所には、翻訳チェックを中間対応時や登録前に行うことを要請することも翻訳の品質を担保するためには有効である。

事務所によってマニュアルやガイドラインの設置状況は異なるので、可能であれば翻訳者、チェッカーの共通のマニュアルや用語集を準備している事務所へ依頼することが望ましい。

また、翻訳支援ソフトを利用している事務所もあるので、そのようなソフト利用状況を事前に確認し、使用している事務所を選定し、訳抜けといった初歩的なミスを防止する体制を構築している事務所を選定することも推奨される。

なお、事務所へ依頼する時点で翻訳の体制を確認することで事務所への注意喚起につなが

り、翻訳の品質担保につながると思われる。

(2) 用語の統一・用語リストの作成

難しい専門用語や技術用語などについては誤訳や訳語の不統一などが起きる可能性が高いので、それらに対しては出願人側で用語集を用意しておくことが好ましい。

難しい専門用語や技術用語などは、対応する現地語が存在しない可能性やその用語が示す技術内容自体を現地語の翻訳者が理解し難い可能性がある。よって、誤訳や訳語の不統一などが起きる可能性が高いと推察できる。よって、出願人側で現地語の用語集を用意しておくことが好ましいことになる。

出願後に重要な技術用語などを単語単位での翻訳チェックを行い、出願人側での用語集データとして蓄積して現地語の用語集を作成し、以降の出願案件に対して活用することが挙げられる。

(3) 英文明細書の活用

特許制度上、現地語出願が求められているものの、審査官の多くは英語を解する為、審査段階において不明瞭な表現や誤訳と思われる用語があった場合、審査官自ら英文明細書を参照し、翻訳について指摘を行うと事務所は述べている。そのため、何れの国においても、出願時に英文明細書を提出するべきであると考え。上記を鑑みると、現地語への翻訳を依頼する場合は英文明細書を基礎として翻訳依頼することを勧めたい。また、英語出願を認めているインドネシア、タイはもとより、英語出願を認めていないベトナムにおいても、補助的に英文明細書を提出することをいずれの現地代理人も勧められている。英語出願を認めているインドネシア、タイにおいては、現地語明細書の準備が出願期限日までに準備できる場合においても、英語出願を行った後、現地語明細書を提出することを勧められている。

審査において英文明細書を審査官が参酌することは、審査官の裁量による部分があるものの、実際の審査過程においてそのような実務となっていることから、事務所は英文明細書の提出を推奨している。

また、現地語の明細書中に審査官が理解しにくいと思われる専門用語等は、括弧書きで英文の用語、図番などを挿入することも可能である。

以上のように第二国出願としてインドネシア、タイ、ベトナムに出願する場合、英文明細書を有効活用することで誤訳対策をとることが可能である。重要な技術用語などは簡易に現地語の訳語を確認することも可能であり、対策の一つとなり得る。

5. おわりに

本稿で取り上げた3ヶ国においては、知的財産権出願件数が増加傾向⁹⁾にあるものの、知財制度や知財実務についてまだ発展途上の段階にあると言える。また、知的財産に携わる人材についても、先進諸国に比べると少ないのが現状と言えるであろう。このような発展途上の段階において、本稿の論点であった特許明細書の翻訳の品質にかかわる問題をすぐに解決するのは困難であろう。日本企業としては、出願人として取りうる対策を施し、国内代理人等とも連携して継続的に品質チェックを行い、且つ、事務所と協力して誤訳を減らしていくという努力が必要と思われる。またそういう姿勢の日本企業が増えることで、各国において特許明細書翻訳全体の品質向上が促される契機となることを期待したい。

本稿の執筆にあたっては、以下の専門家の皆様に多大なご協力をいただいた。ハキンダイインターナショナルの山本芳栄氏、フェリシテ特許業務法人の奥啓徳氏、S&Iインターナショナルの井口雅文氏には貴重なお時間をいただき面談に応じてくださり、現地事情に精通した方々な

らではの有益なご意見をいただいた。また、インドネシアのAm Badar & Partners, BIRO OKTROI ROOSSENO, INT-TRA-PATENT BUREAU, Mirandah Asia, ROUSE, Widjojo (Oei Tat Hway) CS, タイのDomnern Somgiat & Boonma, Mirandah Asia, Tilleke & Gibbins, ベトナムのINVESTIP, Mirandah Asia, PHAM & ASSOCIATES, VCCI, Vision & Associates の計14事務所には、アンケート調査やインタビュー調査にご対応していただき、貴重な情報や助言をいただいた。

本稿が会員企業において、インドネシア、タイ、ベトナムでの有益な知財活動の一助となれば幸いである。

注 記

- 1) ASEAN 経済共同体(AEC)ブループリント2025のB.3.に知的財産権に関する指針が記載されている。
<http://www.asean.org/storage/images/2015/November/aec-page/AEC-Blueprint-2025-FINAL.pdf>
- 2) 例えば、日本知的財産協会2015年度国際第4委員会、資料第460号、2016年5月、「タイにおける特許権取得・行使上の留意点」、日本知的財産協会2015年度国際第4委員会、資料第462号、2016年6月、「インドネシアにおける特許権取得・行使上の留意点」等を参照のこと。
- 3) 日本貿易振興機構(ジェトロ)のウェブサイトに、ASEANの法律事務所へのアンケート結果が掲載されている。
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/>

lawfirm.html

- 4) WIPOのウェブサイトには、2001年～2015年の各国への出願件数の統計データが掲載されている。なお、2015年のタイへの特許出願件数については、空欄となっている。
http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/
 - 5) 日本知的財産協会2015年度国際第4委員会、資料第469号、2016年7月、「ASEAN諸国、インド、オーストラリア、ニュージーランドにおける特許制度比較(初版)」を参照のこと。
 - 6) 2016年8月26日付で施行された改正インドネシア特許法では、特許付与後の訂正が可能となった。改正インドネシア特許法(インドネシア語)は、下記のウェブサイトから入手可能である。
<http://www.hukumonline.com/pusatdata/detail/lt579b3180657c2/node/534/rancangan-uu-tahun-2016-paten>
 - 7) 日本知的財産協会2016年アジア戦略プロジェクト・タイ・ミャンマー代表団訪問報告
 - 8) 例えば、以下リンク先に示すような翻訳支援ソフトが代表的である。
Wordfast
<https://www.wordfast.net/>
Trados
<http://www.translationzone.com/>
 - 9) 平成26年度海外特許庁等による産業財産権情報の提供サービス等に関する調査、図1-5 ASEAN諸国の特許出願件数推移
https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/sangyou_zaisan_service_houkoku/gaiyou_h26.pdf
- URL参照日は全て2017年3月3日である。

(原稿受領日 2017年6月19日)